

◎新潟県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県村上市岩船字浦田山309の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため